

ガイドラインに基づき事業者が実施する措置の概要

ずい道等建設工事における粉じん対策に係る計画の策定

粉じん濃度の低減化のための対策の実施

粉じん発生源に係る措置
(湿式型の機械装置の設置、土石を湿潤な状態に保つための設備の設置、粉じん抑制剤の使用等)

換気装置による換気の実施、集じん装置による集じんの実施及び換気装置等の管理

換気の実施等の効果を確認するための粉じん濃度等の測定

粉じん濃度
目標レベル

粉じん濃度の測定結果の評価

粉じん濃度の測定結果に基づく措置 (記録等の実施、作業環境改善)

防じんマスク等有効な呼吸用保護具の使用

(坑内の作業に従事する労働者による防じんマスク等 (特定の作業の場合は電動ファン付き呼吸用保護具に限る) の常時の使用、保護具着用管理責任者の選任、呼吸用保護具の適正な選択、呼吸用保護具の顔面への密着性の確認等)

労働衛生教育の実施

(坑内の作業に従事する労働者に対する防じんマスクの適正な使用に関する教育、粉じん作業特別教育等)